

平成29年（ネ）第2579号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 對馬 靖人

被控訴人 藍澤證券株式会社 外1名

控訴準備書面（1）

平成29年8月28日

東京高等裁判所第12民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 角 替 清 美

第1 ファンドクリエーション第1準備書面に対する反応

- 1 まず、2頁①の「基準価額」は「1口当たりの純資産価額」のことであり、という記述に関してファンドクリエーションの言葉の使い方の混乱が見られる。投資信託協会の言葉の使い方など、一般に広く使われている言葉の使い方をすると「基準価額は1口当たりの純資産総額」というべきである。

控訴人は、原審準備書面(6)の7頁でもファンドクリエーションの言葉の乱れを次のように指摘した。「用語の混乱を起こさないための注意事項であるが、どういう訳かレジットの管理会社は、本件事件の1年ほど前から基準価額のことを純資産価格または純資産価額と呼ぶように変更した。純資産価格または純資産価額という用語は、純資産総額と紛らわしいので注意が必要である。もしも1万円前後の1口あたりの売買価格を意味するのであれば、それは基準価額であり、数100億円に及ぶようなレジットの規模の意味するのであれば、それは純資産総額（純資産）である。なお、原告側（ここは参照なので控訴人ではなく原告でよいように思う）の文書では、純資産

価格または純資産価額という紛らわしい用語を用いずに、一般に広く使われている基準価額に統一している。」要するに、ファンドクリエーションには、純資産総額を純資産価額と呼んでいる点で誤りがある。

請求目論見書の5頁には、受益証券1口当たりの純資産価格（すなわち基準価額）は、純資産総額を発行済口数（すなわち総販売口数）で除した値と定義されている。

この純資産総額は正しい用語だが、純資産価格は一般に使われていない用語である。したがって、「基準価額は」は「1口当たりの純資産価額」というのではなく「基準価額は」は「1口当たりの純資産総額」（すなわち、純資産総額を発行済口数で除した値）というべきである。なお、投資信託の用語の詳細については、甲43の付録2を参照されたい。

また、控訴人は受託会社が行う計算方法を取り上げていないにもかかわらず、2頁①において被控訴人は受託会社が行う計算方法を論じていることは、詭弁的なすり替えに他ならない。

2 本件訴訟では、（新たな評価方法が収益還元法に該当するか否かは別として）不動産の評価方法（計算式自体）が変更されたことに争いは無い。この点、被控訴人らは、「計算式」の変更は「評価方法」の変更ではない、と主張しているが、単なる言葉遊びの主張である。計算の仕方が変わったということは、評価方法が変わったことに他ならない。争点は、「不動産の評価方法が変更されることにより基準価額が下落するということがあり得る」、と理解できる記載が目論見書にされているかどうかである。

確かに原審の指摘する通り、交付目論見書の36頁には、「鑑定評価額は、個々の収益源物件の不動産鑑定士の分析に基づく分析時点

における評価を示したものととどまります。同じ物件について鑑定を行った場合でも、不動産鑑定士、評価方法、調査方法または調査時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。また、かかる鑑定の結果が、現在および将来において当該鑑定評価額による売買を確約するものではなく、将来における実際の売却価格が鑑定評価額と同じとなるとは限りません。」との記載がある。しかし、この記載は投資家が収益源物件と似たような物件の鑑定評価額が収益源物件の鑑定評価額と異なるとクレームを付けた場合等に備えて、「投資家側が行う鑑定評価額が異なる可能性がある」という事実を述べたものであって、管理会社側が、勝手に評価方法を変更することがあると述べたものではない。

3 なお、ファンドクリエーションは、第一審の段階から、目論見書の解釈についての控訴人の主張について、「具体的な主張がない」とか「根拠を示していない」などと論難する傾向があるが、控訴人は、目論見書の頁数などを示して根拠を示している。控訴人は、目論見書を読めば分かること（一般人がするであろう目論見書の理解）について主張しているにすぎない。

4 その他は控訴人がすでに主張している通りである

第2 藍澤証券控訴答弁書に対する反論

1 3頁2項（1）について

上記第1の2項と同様である。

2 10頁第4について

藍澤証券は、控訴人の悪性格の立証をしようと試みているのだろうか。控訴人が調停訴訟に至るまで、アポイントをとって月1回のペースで面会するなど礼節を守って藍澤証券の担当者とのやり取りをしてきたのは原審で主張した通りである。また、ビラの配布や訴訟の情報の公開な

ども非難されるいわれのないものである。

藍澤証券の主張は、控訴人の不当な嫌がらせに屈して金銭の支払いを申し出たというものであり、驚くべきものである。上場企業でもある藍澤証券が、代理人弁護士までありながら、一老人の不当な嫌がらせに屈して金銭の支払いを申し出たなどと言う主張は全くあり得ない。もしもこの主張が正しいとすれば、藍澤証券は違法な損失補填を申し出たことになる。

3 その他は、既に控訴人が主張した通りである。

以上